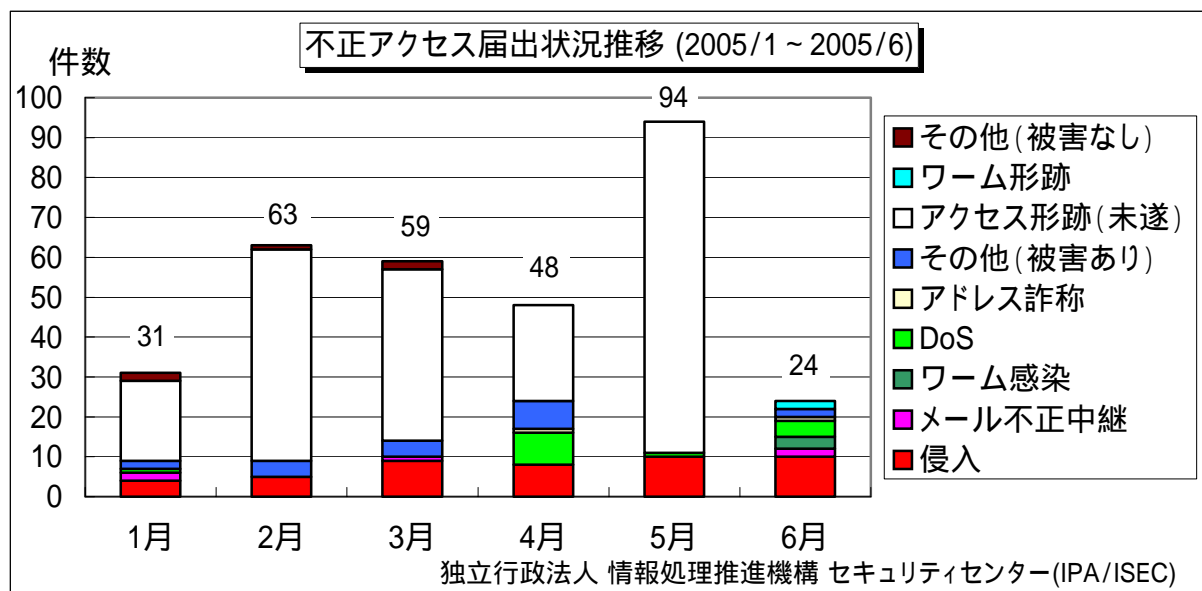


コンピュータ不正アクセスの届出状況 [2005年6月分] について

1. 不正アクセス届出の詳細

(1) 不正アクセス届出件数の月別推移



(2) 不正アクセス届出種別の月別推移

届出種別	1月	2月	3月	4月	5月	6月
侵入	4	5	9	8	10	10
メール不正中継	2	0	1	0	0	2
ワーム感染	0	0	0	0	0	3
DoS	1	0	0	8	1	4
アドレス詐称	0	0	0	1	0	1
その他(被害あり)	2	4	4	7	0	2
アクセス形跡(未遂)	20	53	43	24	83	0
ワーム形跡	0	0	0	0	0	2
その他(被害なし)	2	1	2	0	0	0
合計(件)	31	63	59	48	94	24

注) 網掛け部分は、被害がある届出種類。

(3) 届出者別件数

法人ユーザ、個人ユーザからの届出が、それぞれ約 38%を占めています。

届出者	届出件数					
	2005年6月		2005年5月(前月)		2004年6月(前年同月)	
一般法人ユーザ	9	37.5%	5	5.3%	2	3.8%
個人ユーザ	9	37.5%	85	90.4%	47	90.4%
教育・研究機関	6	25.0%	4	4.3%	3	5.8%
合計(件)	24		94		52	

注) 割合の数字は小数点第二位を四捨五入していますので、合計が 100%ちょうどにならない場合があります。

(4) 被害原因別件数

6月に届出されたうち被害のあったもの 22 件について、原因の内訳は、古いバージョン使用・パッチ未導入が 5 件、などでした。

原因	届出件数					
	2005年6月		2005年5月(前月)		2004年6月(前年同月)	
ID・パスワード管理不備	3	13.6%	1	9.1%	0	0.0%
古いバージョン使用・パッチ未導入	5	22.7%	2	18.2%	0	0.0%
設定不備	3	13.6%	1	9.1%	0	0.0%
その他(DoSなど)	6	27.3%	1	9.1%	3	75.0%
不明	5	22.7%	6	54.5%	1	25.0%
合計(件)	22		11		4	

注) 割合の数字は小数点第二位を四捨五入していますので、合計が 100%ちょうどにならない場合があります。

2. 6月に掲載した脆弱性情報

6月にIPAにて掲載した、脆弱性に関連する他組織からのお知らせです。

Microsoft

- ・ Internet Explorer 用の累積的なセキュリティ更新プログラム (MS05-025)
- ・ HTML ヘルプの脆弱性 (MS05-026)
- ・ サーバメッセージブロックの脆弱性 (MS05-027)
- ・ WebClient サービスの脆弱性 (MS05-028)
- ・ Exchange Server 5.5 の Outlook Web Access の脆弱性 (MS05-029)
- ・ Outlook Express 用の累積的なセキュリティ更新プログラム (MS05-030)
- ・ ステップバイステップの対話型トレーニングの脆弱性 (MS05-031)
- ・ Microsoft エージェントの脆弱性 (MS05-032)
- ・ Telnet クライアントの脆弱性 (MS05-033)
- ・ ISA Server 2000 用の累積的なセキュリティ更新プログラム (MS05-034)
- ・ SQL Server のインストールプロセスで、パスワードがシステムに残る (MS02-035) :更新

- ・ ASP.NET パス検証の脆弱性 (MS05-004) :更新
- ・ TCP/IP の脆弱性 (MS05-019):更新

Apple

- ・ Mac OS X に複数の脆弱性

Sun Microsystems

- ・ Java Runtime Environment と Java Web Start に脆弱性

phpBB Group

- ・ phpBB に脆弱性

Opera Software

- ・ Opera 8 に複数の脆弱性

RealNetworks

- ・ RealOne Player、RealPlayer に複数の脆弱性

VERITAS

- ・ Backup Exec に複数の脆弱性
別紙 5 の 2.5 に関連情報あり

財団法人ニューメディア開発協会

- ・ SFS にクロスサイトスクリプティングの脆弱性

詳細は以下の URL を参照してください。

「脆弱性関連情報 2005 年 6 月分」

<http://www.ipa.go.jp/security/news/news0506.html>

・ コンピュータ不正アクセス被害の届出制度について

コンピュータ不正アクセス被害の届出制度は、経済産業省のコンピュータ不正アクセス対策基準に基づき、'96 年 8 月にスタートした制度であり、同基準において、コンピュータ不正アクセスの被害を受けた者は、被害の拡大と再発を防ぐために必要な情報を IPA に届け出ることとされています。

IPA では、個別に届出者への対応を行っていますが、同時に受理した届出等を基に、コンピュータ不正アクセス対策を検討しています。また受理した届出は、届出者のプライバシーを侵害することがないように配慮した上で、被害等の状況を分析し、検討結果を定期的に公表しています。

コンピュータ不正アクセス対策基準

- ・ 通商産業省告示第 362 号 平成 8 年 8 月 8 日制定
- ・ 通商産業省告示第 534 号 平成 9 年 9 月 24 日改訂
- ・ 通商産業省告示第 950 号 平成 12 年 12 月 28 日改訂
- ・ 経済産業省告示第 3 号 平成 16 年 1 月 5 日改訂

お問い合わせ先

独立行政法人 情報処理推進機構 セキュリティセンター

花村 / 加賀谷 / 内山

Tel:03-5978-7527 Fax:03-5978-7518 E-mail:isec-info@ipa.go.jp